

「はなみずきコミュニティハウス」利用のきまり

「はなみずきコミュニティハウス」管理運営委員会

住みよい地域社会のふれあいの場である「はなみずきコミュニティハウス」は、私たちみんなの施設です。私たちは、「はなみずきコミュニティハウス」の利用にあたって、お互いに仲良く、譲り合いの精神をもち、防災に留意し、秩序を守り、公共施設及び環境を大切に利用しましょう。

◇＜ハウスの機能＞

地域住民の自治活動、文化、教養活動、保健、体育、レクリエーション活動、福祉、ボランティア活動の場となります。

◇＜ハウスの管理運営＞

地域内の自治会、町内会ははじめ各種団体の代表者で構成する「はなみずきコミュニティハウス」管理運営委員会が、新潟市から指定管理を受けて「はなみずきコミュニティハウス」の管理運営にあたります。

○ 利用できる時間

- (1) 利用できる時間は、原則として午前9時から午後9時までとします。
- (2) 利用時間区分は、次の3区分とします。

区分	時 間
午前	午前9時～午後0時50分
午後	午後1時～午後4時50分
夜間	午後5時～午後8時50分

◎利用時間の厳守

利用者は、午前、午後、夜間とも時間内に後始末を含め使用を終了して下さい。

○ 休館日

- (1) 毎週月曜日（週の定休日）
- (2) 祝祭日
- (3) 8月13日 ～ 8月16日の期間（お盆期間）
- (4) 12月29日 ～ 1月3日の期間（年末年始期間）

○ 利用手続きと利用許可及び取り消し

- (1) 利用の申し込みは、所定の用紙により利用料金を添え受付に提出し、許可書の交付を受けてください。
 - ① 定期的利用団体の申し込みは、毎月25日までに翌月分の利用申込をしてください。（許可書は、調整のうえ交付します。）
- (2) 受付時間は、午前9時から午後5時までとします。（休館日は受け付けません。）
- (3) 電話等による申し込みは仮予約となります。後日、窓口にて正式な申し込みをしてください。
- (4) 利用の許可は、管理運営委員会が決定します。
- (5) 利用の許可は、原則として申込み順とします。
- (6) 木戸中学校区の住民及び団体が優先致します。
- (7) 取り消しの際は、受付に速やかに申し出て、許可書を返却してください。

○ 利用にあたっての注意事項

- 利用者は、次の事項を厳守してください。守らない時は、以後の利用を禁止することもあります。
- (1) 利用責任者は、許可書を受付へ提出してから利用してください。
 - (2) 退出の際は、整理・整頓し、各事項を点検確認の上、報告書を受付に提出してください。
 - (3) 近隣及び他の利用者に迷惑をかけないように注意してください。
 - (4) 利用時間は厳守してください。
 - (5) 無断で、利用場所を変更したり、備品などを使用しないでください。
 - (6) 全館（館内・館外・駐車場含む）禁煙です。喫煙をしないでください。
 - (7) ガス台など火気の取扱いには注意をし、使用後は必ず元栓を閉めて下さい。
 - (8) 無断で、印刷物を配布したり、掲示をしないでください。
 - (9) 設備、備品等を破損したときは、速やかに管理人に報告し、その指示に従ってください。（補償していただくことがあります。）
 - (10) 持ち込み使用したゴミ、空き容器、空ビン、空カン等については、各自で持ち帰ってください。

○ 利用制限及び禁止事項

次のような目的の利用は承認いたしません。また、違反行為があったときは、直ちに承認を取消し、以後の利用を禁止します。

- (1) 公益、秩序、風俗、環境を乱すおそれのあるとき。
- (2) 建物、その他物件を汚損又は毀損するおそれのあるとき。
- (3) 利用目的がはっきりしないとき。
- (4) 営利を目的とすると認められたとき。(販売行為は禁止します。)
- (5) アルコール類の持込みは、事前に管理運営委員会の承認を受けてください。
- (6) その他「はなみずきコミュニティハウス」の管理運営上、支障があると認められたとき。

○ 利用料金

コミュニティ活動をより活発にするための原資として、「はなみずきコミュニティハウス」の利用者から利用料金を納入していただきます。(次の表のとおり)

区 分		午 前	午 後	夜 間
施 設	時 間	午前9時～ 午後0時50分	午後1時～ 午後4時50分	午後5時～ 午後8時50分
工作室	利 用 料 金	700円	700円	700円
和室1		600円	600円	600円
和室2		600円	600円	600円
多目的ホール1		600円	600円	600円
多目的ホール2		700円	700円	700円
会議室		600円	600円	600円

※ また、飲酒を伴う場合は、1室につき1,000円の利用料金を加算します。

○ その他

この「きまり」に定めがない事項は、細則による。

附則

- ①本規則は、平成13年4月1日より施行する。
- ②改正後の規則は、平成24年4月1日より施行する。

利用のきまり 細則

「はなみずきコミュニティハウス」管理運営委員会

1 利用の手続きと許可及び取消し

○ 申込み受付 → 許可

- (1) 一般的通常使用のもの 先着順受付 → 許可 (管理人)
- (2) 定期的使用のもの 前月25日までに申込み受付
管理人による調整会議を経て → 許可
- (3) 特別の申込み 利用月の3か月前から申込みを付けて毎月の定例
(管理運営委員会の許可を要するもの) 調整会議に図り、許可か否かを決定。
(地域内自治会総会、コミュニティハウス総会・事業)

○ 利用取消処置

- (1) 利用日5日前の午後5時までに許可書を返還したもの 利用料金は返還する。
- (2) 上記以外のもの 利用料金は返還しない。

2 利用にあたっての注意

- (1) 利用者は、管理人より利用報告書を受領する。
- (2) 退出時は、利用報告書を提出し管理人の点検を受ける。
- (3) 夜間の利用者は、必ず管理人の立会い点検を受けること。

3 利用の制限及び禁止

- (1) 営利目的 (学習塾等) で月謝・受講料をとるものは、利用を許可しない。但し、教材費・資料費程度の会費制のものは、利用を承認する。
- (2) 展示・即売会等で売上金の全額又はその一部を本会又は公共社会福祉関係等への寄贈される等の催しの利用については、承認する。(但し、月例調整会議の議決による。)
- (3) アルコールの持込は、良識の範囲に止め、限度を守ること。
- (4) ダンス等は、ヒールカバーの着用等、床を損傷することのないようにすること。
- (5) ピアノ・楽器類及びカラオケ・健康体操・エアロビクス等が近隣住民及び隣室に迷惑を及ぼすときは、禁止することがある。
- (6) 健康体操・エアロビクス等で幼児・子供連れの時は、予め別の部屋を予約して大人が交替で子守をすること。

4 利用料金関係

- (1) アルコールの持ち込みを認められる場合
1室につき1,000円の利用料金を加算する。
- (2) 利用料金の免除
全額免除は次のものに限る
・市の事業や管理運営委員会が利用するとき。
・牡丹山小学校区コミュニティ協議会が主催する事業に利用するとき。
・障害者支援団体が主催する事業で利用するとき。
・社会福祉協議会が主催する事業で利用するとき。

5 その他

- (1) 利用時間の厳守
利用者は、午前・午後・夜間とも時間内に後始末を含め、使用を終了するものとする。
- (2) 出前等の取扱い
「はなみずきコミュニティハウス」内で使用する弁当・飲食物等の注文並びに代金の支払いは、全て利用者自身で行うものとする。
- (3) 出入り業者について、利用者に押しつける行為をしてはならない。
- (4) 利用者団体所有品の保管
花器等で管理運営委員会が許可した物品を預かる場合は、所定の念書を提出して指定場所に格納すること。但し、破損等が懸念されるものは、できる限り「はなみずきコミュニティハウス」に寄付をしていただきたい。

- (5) コピーの利用料金
 1枚につき 白黒 ----- 10円、カラー ----- 30円 (裏表印刷は、2枚として計算)

附則

- ①本規則は、平成13年4月1日より施行する。
 ②改正後の規則は、平成24年4月1日より施行する。

